

平成29年度第5回泉大津市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進委員会  
(会議録要旨)

---

開催日時 平成30年3月26日(月) 午後1時30分から午後3時まで

開催場所 ベルセンター 2階 第1研究室

案 件 (1) 泉大津市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(案)について  
(2) 平成30年度泉大津市地域包括支援センター事業計画(案)について  
(3) 泉大津市地域包括支援センターに係る評価方法について

出席者 川井太加子、藤原一樹、丸山喜弘、菊地正代、上栗美稚子、  
曾我智子、三井寛子、高寺壽、山本真也、長野正広

欠席者 中田正義、細川憲伺、加藤聡子、畠山美子

事務局 地域包括支援センター所長 寺田 幸二  
高齢介護課長 向井 由佳子  
高齢介護課介護予防係長 山村 典弘  
高齢介護課認定給付係長 天野 貴雄  
高齢介護課係員 小林 寛

傍聴者 1名

---

[司会] 泉大津市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進委員会設置要綱第5条第2項の規定により、委員14名中10名の出席があり、会議成立の報告。

**案件1 泉大津市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(案)について**

[事務局] 泉大津市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(案)について説明。

[委員長] 今、ご説明されたものが反映されて、5,700円ということですね。

[事務局] 5,700円とさせていただきます。

[委員長] 12月終わりに会議をさせていただいて、その後、個別に修正等をしたものをご説明に回ったということです。ご説明も、それ以降は大きな変更はないということで終わりました。何かご質問・ご意見等ございましたらお受けいたしま

す。大阪府にもこれをお送りいただいて、一応大阪府の方針、そして泉大津ではこういう形でやるということで確認をいただきました。そこに対する意見はなく、このまま進めてくださいということです。

[事務局] 大阪府から本日付で回答をいただいて、特に意見はありませんということでした。

[委員長] では、ご意見がなければ、この第7次計画の（案）の内容でご異議ないということでしょうか。

**【全委員からの承認あり】**

それでは、異議なしということですので、これで進めさせていただきたいと思います。少々文言等の修正があるかも分からないということですので、最終チェックをいただき、誤字脱字等は私と事務局の方で確認いたしまして、最終仕上げをさせていただきたいと思います。

**案件2 平成30年度泉大津市地域包括支援センター事業計画（案）について**

[事務局] 平成30年度泉大津市地域包括支援センター事業計画（案）について説明。

[委員長] ただ今の30年度の地域包括支援センター事業計画案について、ご質問・ご意見等ございましたらお願いいたします。3ページの生活支援体制推進業務のところ、「第一層協議体」「第三層協議体」で、第二というのは何で出ないのですか。

[事務局] 泉大津市においては、地域包括と協議体の会議に市の職員も入ってもらって会議しています。ただ、生活圏域が泉大津市の場合は1カ所で、そんなに地域が大きくない。その市全体の地域づくりについては第一層、本来であれば、中学校区ぐらいが第二層になるのですが、泉大津の場合は、第一層で市全体を考えていただいて、あとはそれぞれの地区のほうの地域づくりに取り組んでもらうということで、従来で言うところの第二、第三を併せて、第三という形で共通認識を持っております。

[委員長] これは30年度の事業計画（案）ですので、今回の計画にも一部入ってくるということになりますが、何かご質問・ご意見がございましたら、お受けいたします。包括ケア会議の推進業務というのがあります。その中で、「包括ケア会議と3つの専門部会の円滑な運営を図る」ということになっていますが、包括ケア会議は既にもう始まっているのでしょうか。始まっているとしたら、今、どんな人たちが集まって、やっというのでしょうか。

[事務局] 包括ケア会議そのものは、この地域包括支援センターが、平成18年に設置されて、それ以降、包括ケア会議という名称で会議をさせていただいております。それ以前にも、地域ケア会議という会議もありましたが、包括ケア会議という名称は、地域包括が設置されて以降、使っています。その包括ケア会議は本体会議という位置付けで、その中に3つの専門部会、権利擁護部会・自立支援部

会・認知症部会を組織しています。これは2年前から、より専門性を高めるといふことで設置しております。その本体の包括ケア会議は地域包括ケアシステムの構築のための会議で、別名構築会議という呼び方もします。専門部会のほうで検討した内容を、本体の包括ケア会議のほうでさらに内容を高めて、市へ施策を提言していくという仕組みになっております。そのメンバーについては、地域包括を含めた行政、また介護支援専門員連絡協議会、市、医師会、その他泉大津の市立病院、司法の部分も必要になってきますので司法書士等々、主だった泉大津市の高齢者福祉に関わる、ほとんどの関係機関に入っていて、そういう会議を持たせていただいております。

[委員長] 泉大津市では、今のように、皆さんが積極的にご参加いただいて、本来の包括的ケア会議ができているということですね。

[事務局] 基本的に情報の共有、地域づくりとか、地域包括で関わる高齢者の虐待また対応困難ケースについては、1機関で対応するのではなく、チームアプローチということで、いろいろな関係機関と一緒に情報を共有しながら対応していくというシステムが取られていると思います。

[委員長] 他に何かご質問等ございますか。

[委員] 認知症施策の推進業務の5番ですが、認知症初期集中支援チームですが、どんどん対象者の数が増えているというところで、今後、実際どういうふうはこの施策を広めていこうとしていますか。内容的には私どもは存じていますので、すごく素晴らしいことをされているといつも思いますが、まだまだたくさん対象の方がいらっしゃるのかなど。そういったところを、今後どういうふうに市民に広げていこうとお考えですか。

[事務局] やはり、いくらい事業であっても、市民の方に届いていないという部分は重要になってきます。今の現状につきましては、初期集中支援のパンフレットを作っております。そのパンフレットの配布につきましては、認知症フォーラムと認知症の映画等、認知症に関する啓発事業はもちろんのこと、それぞれの地域の福祉的な集まりのときにお配りさせていただくとか、市のホームページにも掲載させていただいたり、市・社協等の広報紙などでも啓発をさせていただいております。各種福祉に係る団体、ケアマネ連絡会またヘルパー・デイの事業所と情報共有の会議とか、そういう場面でもこういった事業があるということでも啓発をさせていただいております。

[委員長] 今の時期、普及啓発が一番重要かと思っておりますので、引き続きよろしく願いいたします。他に何かございますでしょうか。ご意見もないようですので、これにつきましてはお認めいただいたという事で、よろしいでしょうか。

### 案件3 泉大津市地域包括支援センターに係る評価方法について

[事務局] 泉大津市地域包括支援センターに係る評価方法について説明。

[委員長] 地域包括支援センターに係る評価方法について、介護保険全体に係るものについて国から示されているものの中で、地域包括支援センター分について今回ここに掲載したということです。もともと地域包括支援センターの事業があって、その自己評価と質の向上を図ることを義務付けるということですから、それを市町村で地域包括支援センターの業務の実施状況を評価することが義務付けられているということになります。その中身については、60項目ぐらい、かなり小さな、いろいろな項目がありますが、それらはどちらかというと、アウトカム、要するに、結果が出ないと評価されないのかということ、そうではなくてプロセス。だから、「こういうふうに連携を取っています」「こういうふうに報告をやっています」というような細かなところをきちんと記載していくことによって、点数を稼ぐことができるように今回はなっているらしいです。今度のこの計画は途中からの計画というか、報告がインセンティブに出ますというのは今回出たばかりですから、それを完全に盛り込むことは難しいです。だから、3年間の計画の中では、来年になればより細かなところを入れ込むことができるだろうと思います。要は、点数を取っていくことで、どんなメリットがあるかということ、インセンティブ、交付金が支給されるという話がありましたから、こういうふうにきちんと60項目ぐらいあるものの、できるだけそれに沿って計画しながら、実践していくという流れをつくると、その分交付金をたくさんもらえるということです。そうすると、マイナスにはなりませんが、もらえる分を保険料に反映させることができるということです。方向性としたら間違いはないですか。

[事務局] 交付金は、評価指標の示された中で、どれだけできているかというところで、市町村ごとに評価をされることになります。交付金はその出来に応じて、国の予算で市町村に190億円というふうに聞かされておりますので、そういった出来に応じて、市町村別に配分するということになります。

[委員長] 大阪府下で大体10億とかいうことですね。

[事務局] そうです。そういう形になっております。先生がおっしゃるとおり、交付金のように、保険料のところに影響させるということも一つございますし、介護保険特別会計の中で使うことになっております。特に、特定の用途が定められているわけではないので、新たな施策等、他にも使えることにはなっています。比較的自由度の高いものになっておるので、泉大津市の現状に合わせた使い方をしていけるようになっております。

[委員長] そのためには、やはり住民お一人お一人のご協力も必要になってくるし、市として、どういうふうにそれを反映させていくとか、市全体で取り組まないといけないことだと思います。ですから、この保険の計画が出来上がったものを、これから皆さんに周知していくわけですが、その中で、やっぱりご報告しながらご協力いただくという方向がいいのではないかと思います。ご質問等ございますでしょうか。まだ分かりにくいところがあるかもしれないです。よろしいですか。では、評価方法についてのご説明につきましても、ご意見ないので、ご報告いただいたということで終わらせていただきたいと思います。

では、これを持ちまして本日の案件はすべて終了いたしました。終わりましたが、皆さんの中で、何かこれは言っておきたいというようなことがございましたらお受けいたします。よろしいですか。

[委員] 昨日の朝日新聞に載っていたのですが、認知症の方の「徘徊」という言葉をやめて、他の言い方に変えるということ、今厚生労働省とか、いろいろな県でやっています。泉大津はそれに対して、どんなふうなお考えなのでしょうか。新聞は「徘徊」をやめて、「外出中に道に迷う人」というふうな。それはちょっと長いので、「徘徊」という言葉を使われますか。

[事務局] 実は私も昨日朝日新聞で、こんな動きが大きくあるんだと思いました。実際、すぐにその徘徊という言葉をやめていくかというのは、やはり議論はしないといけないかと思っています。言葉的に、「本当は意思があって、行きたいところがあるんだから徘徊じゃない」ということを、たぶん新聞では言っているのだと思います。そういうことを踏まえて、実際認知症になられている方のお話ができる機会があれば、そういうところへどういう思いを持っているかというところも聞いていけるのかなと思います。いろいろな機会を通じて、「徘徊」という言葉について今後議論していきたいと思っています。

[委員長] 今のお話は、2～3年ぐらい前からもうずっと出ていて、「迷い人」というふうな表現で、私たちは今まで来ています。要は、徘徊という、お酒を飲んで、よく酩酊状態であちこち行っている。こういうのを徘徊という。だから、認知症の方々が歩かれているというのは、何か困られて、歩かれていたり、何か目的があるだろうということをずっと言われています。ですから、「迷い人」という言葉を使っているのも、何だか迷っていらっしやったり、困られている状況だから、そこで一声掛けられたらいいんじゃないかと思います。「徘徊」と言ったら、言葉だけというところとつながりにくいですが、「迷っている人なんだ」という意識になっていただければ、「一声掛けようか」という意識になっていただきやすいんじゃないかとか、そういうことも根底にはあったのかなと思います。たぶん全国的に新聞に載ったりしていますので、たぶん「徘徊」という言葉は使われなくなるのではないかと思います。あとは、そういう方にどう支援していくかということなのだろうと思いますので、表現について考えていったらいいと思います。よろしいでしょうか。

[委員] 非常に立派なものができると思います。また、地域包括支援センターの計画も、他の地区のことはよく知らないですが、ここまでのものはあまりないのではないかと思います。ぜひこれからも頑張ってくださいと思います。

[委員長] 今日の案件は、これですべて終了しました。では、事務局の方にお返しします。

[事務局] 川井委員長、委員の皆様、ありがとうございました。来年度の開催日については、あらためて通知させていただきます。以上で本日の推進委員会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。